



第10期第1回 東京地方労働 審議会資料

令和元年12月2日（月）
10時30分～12時00分
於：東京労働局 11階
共用会議室2-1、2-2



目次

- 1 平成31年度東京労働局行政運営方針……………(1～2頁)
- 2 雇用環境・均等担当部署……………(3～7頁)
- 3 労働基準担当部署……………(8～13頁)
- 4 職業安定担当部署……………(14～21頁)
- 5 需給調整事業担当部署……………(22～23頁)
- 6 労働保険適用徴収担当部署……………(24頁)

—誰もが安心して働き活躍できるTOKYOへ—

総合労働行政機関としての施策の推進

○雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発の四行政分野の施策の総合的、一体的な運営、局・署所が一体となった機動的かつ的確な対応

働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

- ▶ **働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援等**
○中小企業・小規模事業者に対する支援制度の利用促進、労働施策総合推進法に基づく協議会の設置
- ▶ **長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等**
○長時間労働の是正及び労働条件確保・改善対策、年次有給休暇の取得促進、第13次労働災害防止計画の推進等
- ▶ **雇用形態に関わらない公正な待遇の確保**
○パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の周知及び事業主に対する支援、無期転換ルール円滑な運用、多様な正社員の普及等
- ▶ **総合的なハラスメント対策の推進**
○一体的なハラスメント相談体制等の整備、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導の実施等

▶ 個別労働関係紛争の解決の促進

○総合労働相談コーナーの機能強化、効果的な助言・指導及びあっせんの実施等

▶ 柔軟な働き方がしやすい環境整備等

○雇用型テレワークの普及促進、自営型テレワークの就業環境の整備

▶ 治療と仕事の両立支援

○企業における両立支援対策の推進、労働者への支援の仕組みづくり、長期療養が必要な求職者に対する就職支援等

▶ 生産性向上の推進

○賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援等

人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

▶ 就職・充足支援の充実・強化とハローワークシステム刷新

○マッチング機能に関する計画的な業務展開、地方公共団体と一体的な雇用対策の推進、職業紹介機能の充実・強化とハローワークシステムの刷新等

▶ 人材確保支援の総合的な推進

○雇用吸収力の高い分野のマッチング支援強化、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの推進等

▶ 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

○転職・再就職者の採用機会の拡大・受入れ企業の拡大等

—誰もが安心して働き活躍できるTOKYOへ—

人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化（続き）

▶ 女性の活躍促進

○女性活躍推進法の実効性確保、男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進等

▶ 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

○育児・介護休業法の確実な周知及び履行確保、次世代育成支援対策の推進等

▶ 外国人材受入れの環境整備等

○外国人労働者の適切な雇用管理の確保、適正な労働条件及び安全衛生の確保等

▶ 障害者の活躍促進

○公務部門における障害者の雇用促進、法定雇用率引上げに伴う就労支援の強化等

▶ 高齢者の就労支援・環境整備

○継続雇用延長等に向けた環境整備、高齢求職者の再就職支援の強化等

▶ 若年・就職氷河期世代に対する就労支援等

○新卒者等への正社員就職の支援、就職氷河期世代への集中的支援等

▶ 生活困窮者・特別な配慮が必要な者等への対策の推進

○生活困窮者等に対する就労支援の強化、公正な採用選考システムの確立

▶ 重層的なセーフティネットの構築

○雇用保険制度の安定的運用、公共職業訓練、求職者支援訓練等を活用した支援等

▶ 人材育成の強化

○公共職業訓練等の周知・広報に係る取組推進、人材開発支援助成金の活用促進

毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付

○工程表に沿った着実な追加給付の実施

労働保険適用徴収業務の適正な運営

○労働保険の未手続事業一掃対策の推進、労働保険料の適正徴収、労働保険事務組合に対する指導等

民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の推進

○改正労働者派遣法及び職業安定法の周知及び指導、厳正な指導監督の実施等

1. 「働き方改革」推進の取組

■ 「働き方改革」推進の取組状況

具体的取組の状況

(1) 企業トップ等への働きかけ

局長等が労使団体への協力要請や企業トップ等への訪問を実施し、働き方改革に関する取組を促すとともに、情報発信を行っている。また、働き方改革に取り組もうとする企業を対象に、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施している。

企業トップ等への働きかけ

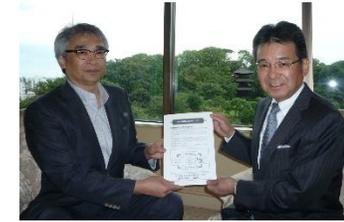
6月下旬から7月初旬にかけて、労使団体等に対し「ゆう活」等に係る協力を要請



東京経営者協会



連合東京



藤田観光株式会社を訪問

(2) 「東京働き方改革推進支援センター」による中小企業・小規模事業者に対する支援

働き方改革に向けた取組を支援するため、署所に対して局長通達を発出（4/25）し、連携して地域の事業主団体等へ支援策の利用勧奨について指示している。一般向けの広報としては、マルチビジョン等を利用した周知・広報を展開している。

アルタ、デジタルサイネージによる放映

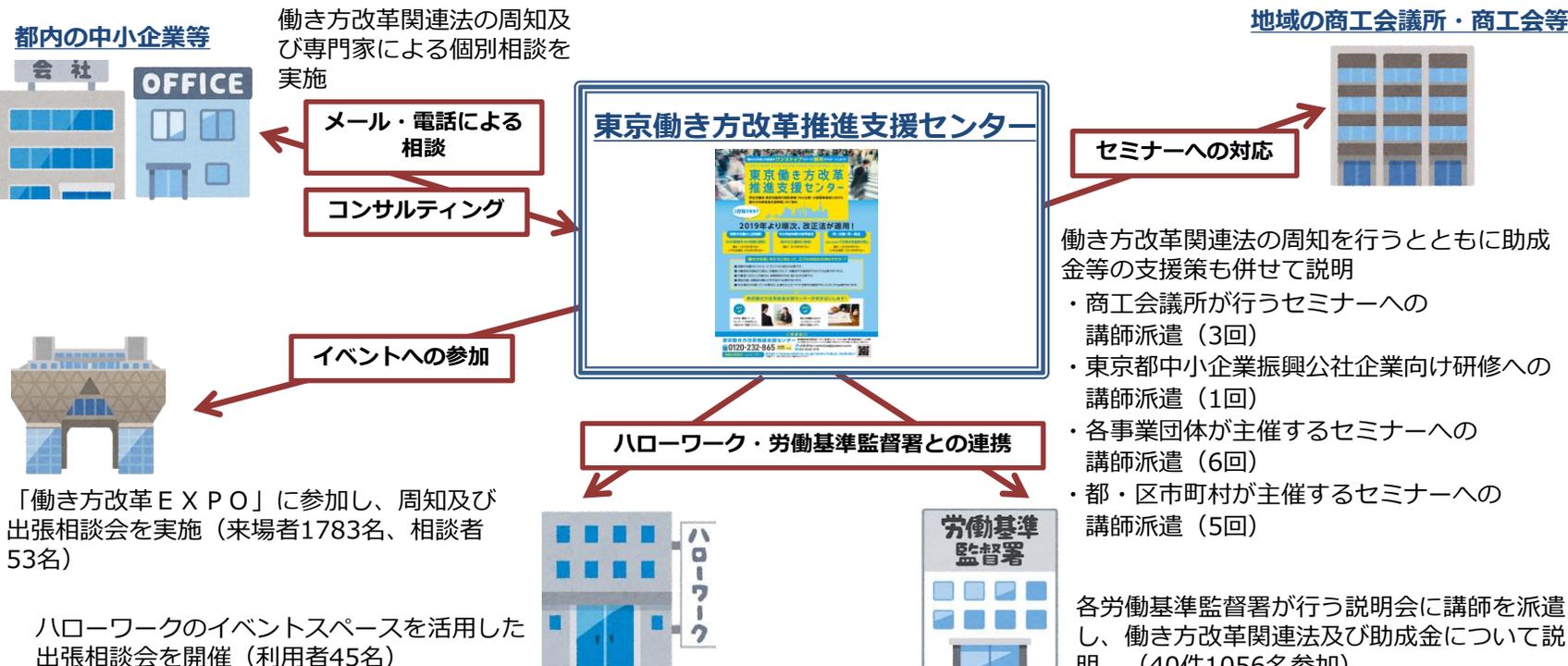


新宿駅西口

出張相談会の実施



セミナーへの対応



(3) 金融機関との連携

金融機関が行う地域企業に対する経営支援等に国の助成金等の支援策を活用するほか、金融機関の求めに応じ、地域企業の人材確保ニーズに対し労働行政が支援するなど、労働局が金融機関と連携して地域企業における働き方改革等の支援を実施している。

[締結金融機関] 株式会社きらぼし銀行 東京東信用金庫 城南信用金庫
日本政策金融公庫 多摩信用金庫

金融機関との連携

多摩地区の企業の人材不足に対応するため、多摩地区の6つのハローワークと共催で5月29日に就職面接会を実施。24社51件の求人に対し65人が応募し、9名が採用。



(4) 東京都との連携

東京都との雇用対策協定に基づき、都が設置した「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」（飯田橋）に働き方・休み方改善コンサルタントを配置し、企業からの働き方改革の相談等に応じている。

また、同窓口において都が実施している、働き方改革宣言奨励金申請事業場に係る事前研修や働き方改革に係るセミナー等に講師を派遣している。

「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」における活動状況



令和元年度上半期においては、都の働き方改革宣言奨励金申請事業場に係る事前研修に計38回、働き方・休み方改善セミナーに1回講師派遣した。

下半期の取組

1. 東京労働懇談会の開催（→12月19日 実施予定）

- 東京都との共催により、いわゆる政労使会議である「東京労働懇談会」を開催し、東京地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進、労働環境や処遇の改善等、労働施策の重要課題について、幅広い情報共有、意見交換を行う（労働施策総合推進法第10条の3に規定する「協議会」として位置付け）

2. 企業トップ等への働きかけ

- 労使団体への協力依頼等による各種施策の周知、取組を進める企業への訪問等積極的に実施し、引き続き働き方改革を推進していく。特に、大企業の働き方改革の取組が中小企業の働き方改革の妨げとなる「しわ寄せ」を防止するため、管内大企業トップ等への要請等を実施する。

3. 「東京働き方改革推進支援センター」による「働き方改革」に係る支援

- 中小企業・小規模事業者に対する個別相談、電話相談及び出張相談会等を実施し、働き方改革推進を引き続き支援する。また、都営地下鉄車内への広告や北千住駅前のデジタルサイネージによる放映等、センターのより一層の活用を促進するための広報を強化する。

4. 東京都、金融機関との連携

- 東京都との連携による企業への支援を進めるとともに、令和2年2月6日「ライフ・ワーク・バランスEXPO2020」（東京都主催）に参加し、ミニセミナーの開催及び専門ブースを設けて周知等を実施する
- 金融機関との連携により、金融機関の顧客向けセミナーの他、行員向けセミナー研修を実施し、働き方改革を一層推進する。また、地域企業の人材確保のニーズに対応するため、ハローワークの支援や助成金の活用、外国人雇用に係る顧客向けセミナーを実施する。

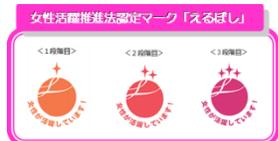
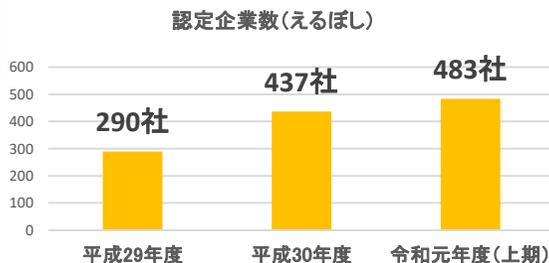
2. 女性の活躍推進等

■ 女性活躍推進法関係進捗状況

一般事業主行動計画届出率

99.0% (9月末)

えるぼし認定率 **7.2%**



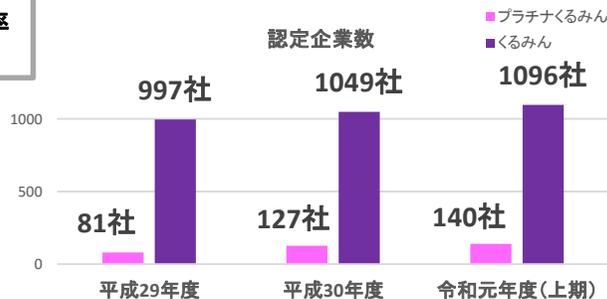
■ 次世代育成支援対策推進法関係進捗状況

一般事業主行動計画届出率

96.5% (9月末)

くるみん認定率 **10.2%**

プラチナくるみん認定率 **1.4%**



■ 改正女性活躍推進法周知

○改正女性活躍推進法が令和元年6月5日に公布されたことを受け、ハラスメント対策と併せてあらゆる機会を通じ周知・徹底を図っている。



下半期の取組

- パートタイム・有期雇用労働法、改正女性活躍推進法、労働施策総合推進法の施行に併せ説明会を局主催で実施するなどあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。
- 女性の活躍推進や両立支援に資する情報提供を行い、企業の自主的取組支援、えるぼし認定、くるみん等認定申請を促す。

3. 雇用均等分野における均等法等の施行状況

■ 法の履行確保

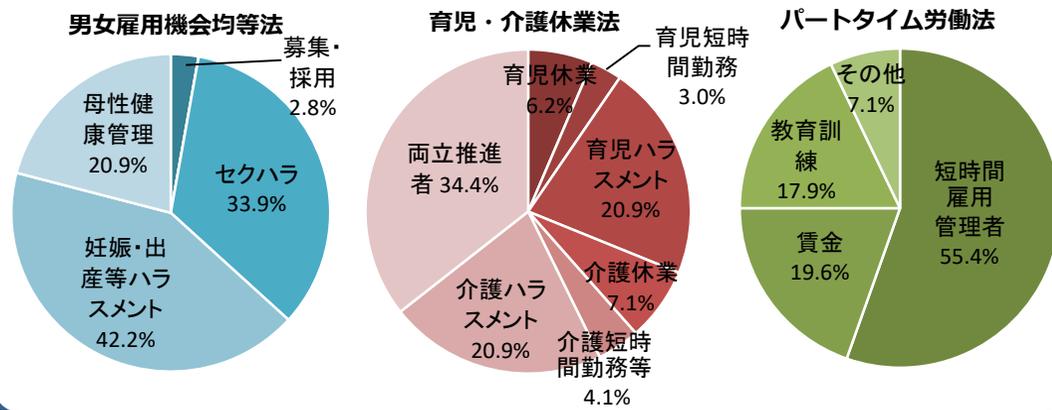
均等三法の周知

- 局主催説明会 6回(延べ参加者数 1,104名)
- 他機関等主催説明会 102回(延べ参加者数 8,893名)

指導状況

	報告徴収 実施企業数	うち 助言企業数	うち 助言指導件数	是正率
男女雇用機会均等法	266	187	315	73.0%
育児・介護休業法	238	223	561	80.9%
パートタイム労働法	61	37	56	100.0%

【助言指導内容の内訳】



下半期の取組

- あらゆる機会を捉え、事業主等に対し、法の周知・徹底を図る。
- 特に、パートタイム・有期雇用労働法の施行に向けて説明会を局主催で実施するなどあらゆる機会を通じて周知・徹底を図る。
- 報告徴収の実施等により法違反を是正し、法の履行確保を図る。

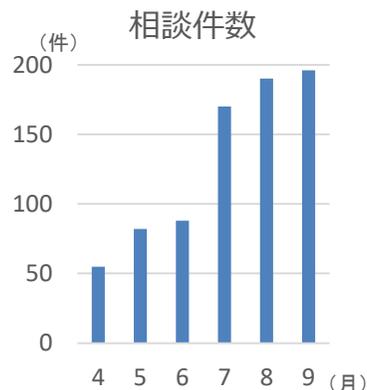
4. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

■ パートタイム・有期雇用労働法の周知及び支援

- パートタイム・有期雇用労働法の円滑な施行のため、毎月実施している説明会・個別相談会を始め、あらゆる機会を通じて周知を図っている。
- 特に、中小企業・小規模事業者の理解・取組を促進するため、取組手順書や点検・検討マニュアルを周知するとともに、丁寧な相談対応を行っている。



パートタイム有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん



■ 無期転換ルールの円滑な運用

- 無期転換ルールについて、無期転換ルールハンドブックなどを活用し、引き続き事業主に向けた周知に取り組んでいる。
- 特例申請は、無期転換ルールの本格適用以後も継続して行われていることから、迅速・適正な認定業務を行っている。



下半期の取組

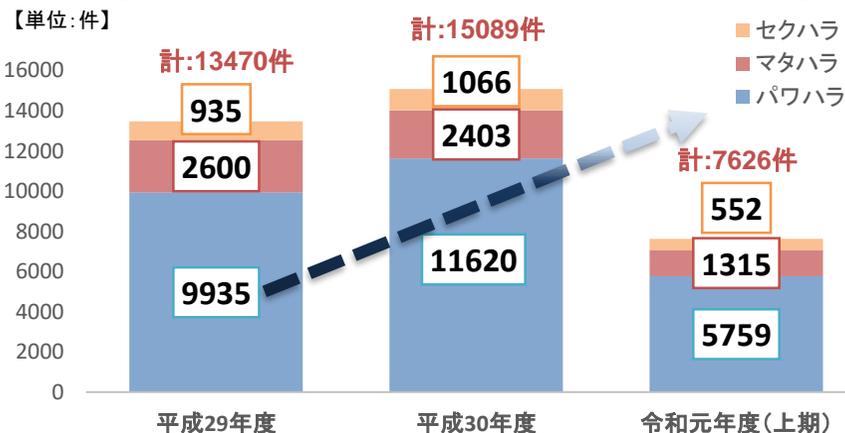
- パートタイム・有期雇用労働法については、来年度からの施行に向け、引き続き関係部局と連携し、周知啓発に努める。併せて、管内の状況を把握し、業種ごとの特性に応じた説明会等を開催する。
- 無期転換ルールについて、引き続き事業主に向けた周知を行う。

5. 総合的ハラスメント対策の一体的実施

■ ハラスメントの相談状況

パワハラ（いじめ・嫌がらせ）の相談件数は増加傾向にあるが、防止対策等が新たに法制化（改正労働施策総合推進法）されたこと受け、セクハラ、マタハラ対策と併せ、あらゆる機会を通じ周知・徹底を図っている。

【パワハラ、マタハラ、セクハラに関する相談件数の推移】



※「マタハラ」の相談件数には、妊娠・出産、育児休業・介護休業等を理由とする解雇、退職強要、雇用形態の変更等不利益取扱いに関する相談を計上。

下半期の取組

○12月の「ハラスメント撲滅月間」にあわせ、特別相談窓口を設置して迅速な相談対応を行うほか、引き続き3つのハラスメント（①パワハラ、②マタハラ、③セクハラ）対策を周知啓発する。また、改正労働施策総合推進法に関する指針の公表以後は、説明会の開催（令和2年1月31日）等を通じ、周知啓発を行う。



【NOハラスメント・リーフ】

【パワハラ対策マニュアル
（第4版）】



※下半期においてもリーフ等を使用し周知啓発を継続。

6. 個別労働紛争の解決制度に関する施行状況

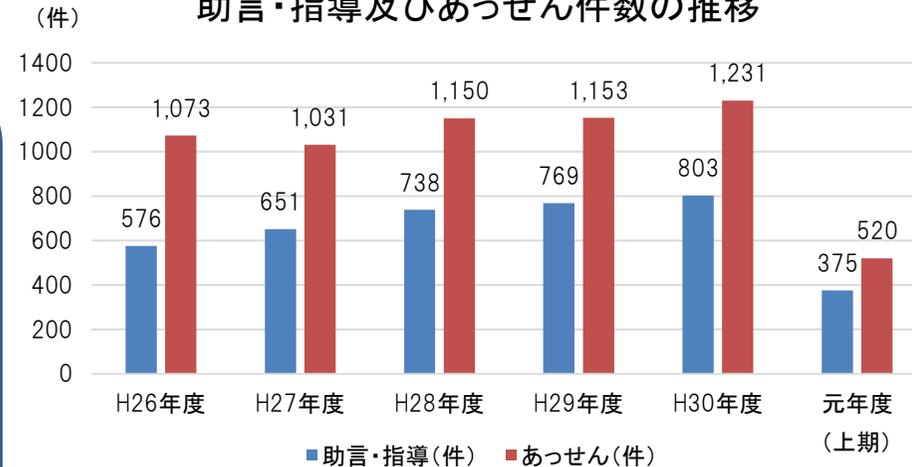
令和元年度上半期の相談、助言・指導、あっせん、解決援助、調停件数

○ 総合労働相談件数	76,320件 (前年同期比)	1.5%増
うち民事上の個別労働紛争相談件数	15,913件 (同)	7.5%減
うち均等三法関係相談件数	6,842件 (同)	10.1%減
○ 労働局長による助言・指導の申出受付件数	375件 (同)	9.9%減
○ 紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	520件 (同)	17.2%減
○ 労働局長による紛争の解決援助の申出受付件数 ※均等法、育児・介護休業法に基づくもの	26件 (同)	18.2%増
○ 紛争調整委員会による調停申請受理件数 ※均等法、育児・介護休業法に基づくもの	6件 (同)	増減なし

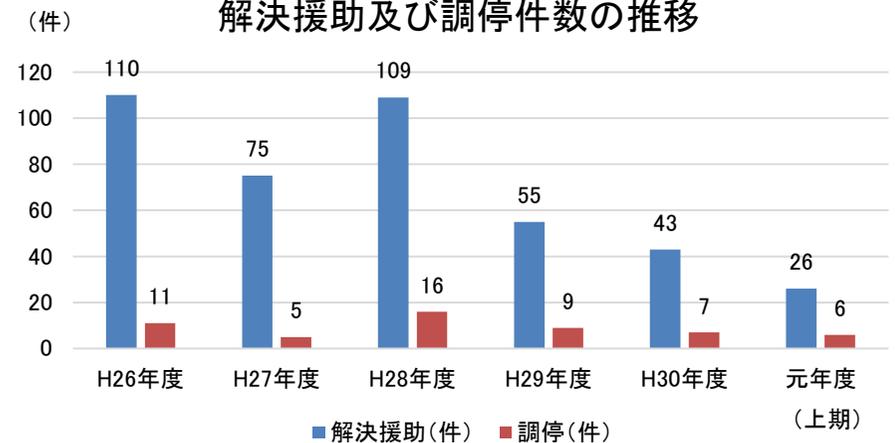
【令和元年度上半期の特徴】

- 総合労働相談件数は前年同期比1.5%増加している。
- 相談、助言・指導、あっせんのいずれについても、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが最も多い。
- 相談、助言・指導、あっせんのいずれにおいても、「解雇」、「雇止め」に関するものが減少している。
- あっせんの参加率は62.4% (参考: H30年度全国平均56.9%)
- あっせんの合意率は41.6% (参考: H30年度全国平均38.1%)
* 被申請人があっせんに参加した場合の合意率66.7%
(参考: H30年度全国平均65.7%)

助言・指導及びあっせん件数の推移



解決援助及び調停件数の推移



下半期の取組

- あらゆる機会をとらえて総合労働相談コーナーを周知するとともに、機能強化のため総合労働相談員の資質向上を図る。
- 相談への的確な対応、個別労働関係紛争の円滑・迅速な解決を図るため、関係機関・団体と引き続き連携を図る。

1 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

(1) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止に係る監督指導等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して重点的な監督指導を実施。

ア 1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対する監督の実施状況

<4月～9月の実績>

実施件数	799件 【速報値】
違反率	80.6%

イ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督の実施状況

<4月～9月の実績>

実施件数	112件 【速報値】
違反率	71.4%

下半期の取組

- 引き続き、窓口及び各種説明会において、長時間労働の抑制への取組を求めるとともに、重点的に長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導を実施する。
- 11月に過重労働解消キャンペーンを実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な取組を行う。

〈取組内容〉

- (1) 重点監督の実施
- (2) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)の実施
- (3) 使用者団体等への協力要請
- (4) ベストプラクティス企業への職場訪問の実施
- (5) 周知・啓発の実施

(2) 中小企業等に対する改正労基法等の周知徹底

平成30年4月から、働く方々の労働条件の確保・改善を目的として、各監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」(労働時間相談・支援班、調査・指導班)を編成するとともに、「労働時間相談・支援コーナー」を設置して、労働時間の改善などを促し、働き方改革の推進を図っている。

ア 労働時間相談・支援班

監督署における労働時間相談・支援班による労働時間制度全般についての説明会等における周知、事業場への個別訪問、窓口等での法令教示。

<4月～9月の実績>【速報値】

- ① 説明会等 297回 参加事業場数 17,556事業場
- ② 事業場への個別訪問 2,103件
- ③ 窓口等での法令教示 14,793件

イ 調査・指導班

「労働時間改善特別対策監督官」が、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を実施。

下半期の取組

- 令和2年4月からの中小企業に係る時間外労働の上限規制の適用を前に、管内の中小企業が円滑に対応できるように、説明会や個別訪問による支援を積極的に実施するなど更なる周知の取組を行う。
- 地方経済産業局及び公正取引委員会事務総局地方事務所等の関係行政機関との連携に配慮し、引き続き、「しわ寄せ」防止総合対策を推進する。

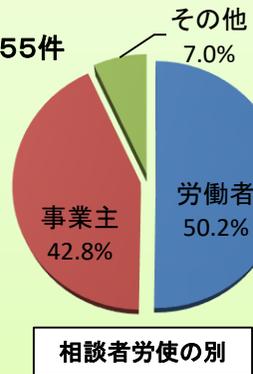
2 労働基準監督機関に対する申告・相談等への迅速・的確な対応

(1) 申告・相談への対応

労働局及び監督署の相談窓口において、申告・相談者の置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの事案については、優先的に監督指導などを実施。長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容や状況を踏まえた上で的確に対応。

申告受理件数(4月～9月): 2, 137件【速報値】前年同期2, 155件
(前年度同期比0. 8%減)

相談件数(4月～9月): 152, 187件 前年同期146, 621件
(労働基準部・各署(支署)受付分)【速報値】
(前年度同期比3. 8%増)



(2) 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用。

未払賃金立替払認定申請件数(4月～9月)
90件 前年同期98件【速報値】(前年度同期比8. 2%減)

下半期の取組

- 引き続き、賃金不払等の申告事案について優先的に監督指導を実施し、適切に対応していく。
- 引き続き、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

※ 外国人労働者相談コーナーの拡充

日本で働く外国人労働者向けの労働条件に関する相談窓口として設置している外国人労働者相談コーナーについて、平成31年4月から対応言語を拡充した(ミャンマー語、ネパール語)。増加が予想される外国人労働者からの相談に引き続き的確に対応する。

【対応言語・実施曜日】

英語	… 月・金曜日
中国語	… 月(第2・第4)・火・木曜日
タガログ語	… 火・水・金(第2・第3・第4)曜日
ベトナム語	… 月・火・水・金曜日
ミャンマー語	… 月・水曜日
ネパール語	… 火・木曜日(第5火・第5木は除く)

※受付時間: 午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)



3 第13次東京労働局労働災害防止計画2年度目における労働災害防止対策

○ 労働災害発生状況

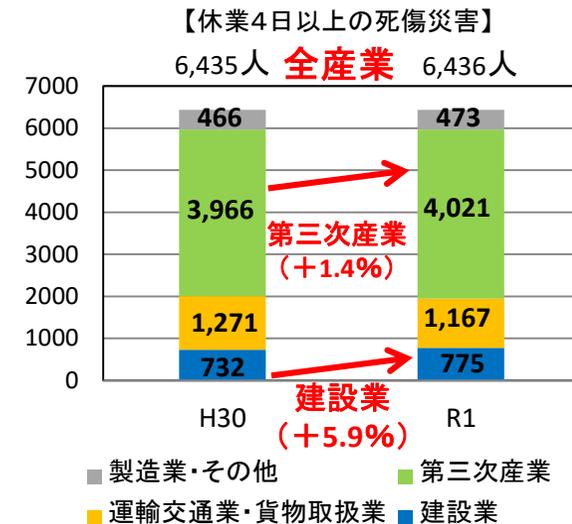
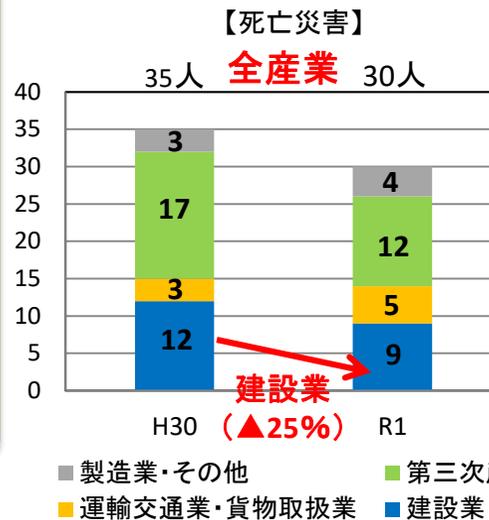
【死亡災害】

- 平成30年は63人(前年同期比▲3人)
うち、建設業は19人(前年同期比▲32%)
- 令和元年9月(速報値)は30人(前年同期比▲5人)
うち、建設業は9人と全体の約3割を占める(前年同期比▲25%)

【休業4日以上の死傷災害】

- 平成30年は10,486人(前年同期比+6.6%)
うち、第三次産業は6,577人(前年同期比+9.0%)
- 令和元年9月(速報値)は6,436人(前年同期比+1人)
うち、建設業は775人(前年同期比+5.9%)
うち、第三次産業は4,021人(前年同期比+1.4%)

業種別労働災害発生状況(平成30年・令和元年(9月速報値比較))



出典：死亡災害報告

出典：労働者死傷病報告

下半期の取組

○ 業種別の労働災害防止対策の推進

- 建設業**
- 墜落転落災害防止のための、手すり等墜落防止設備の確実な設置と、墜落制止用器具の使用が必要な場所における墜落制止用器具の使用の徹底
 - 建設工事現場における火災による労働災害防止のための取組の強化、内燃機関の使用によるCO中毒防止の取組の強化

- 第三次産業**
- 本社主導による全社的な労働災害防止対策の取組の促進指導
 - ロープ高所作業における、墜落等労働災害防止のための指導の徹底

- 陸上貨物運送事業**
- 荷役作業時における労働災害防止対策の徹底、物流施設・荷主事業場に対する指導、協力要請

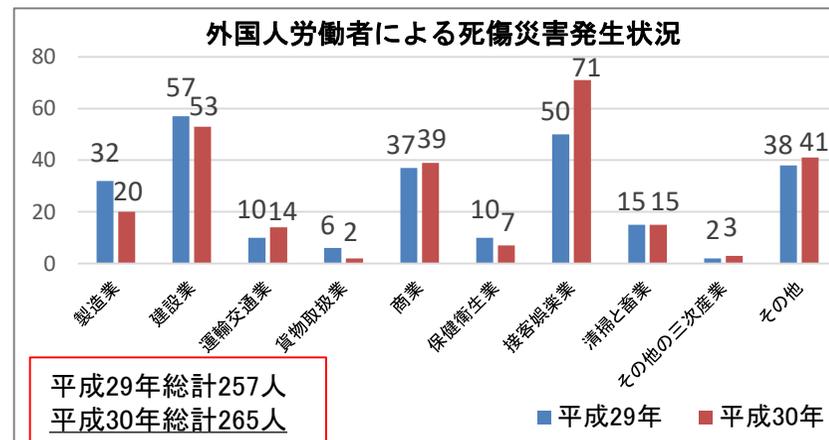
- 製造業**
- 機械製造事業者等関係者に対する機械災害防止のための取組の促進

○ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

- 転倒防止対策 冬期間における積雪や凍結による転倒災害防止対策の周知
- 腰痛予防対策 職場における腰痛予防対策の推進通達に基づく教育のための指導
- 交通労働災害対策 交通労働災害防止のためのガイドラインを活用した周知・指導

※外国人労働者による死傷災害発生状況

平成30年の死傷災害のうち外国人労働者による災害は265件と2.5%を占め、平成29年と比べて3.1%増加している。業種別にみると、接客娯楽業における災害が71件と最も多く、26.8%を占めている。



出典：労働者死傷病報告

4 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(1) ストレスチェック制度実施の推進

- ・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対して集団指導、個別指導を実施(9月末現在、集団指導7回、個別指導46件実施)
- ・ ストレスチェック結果を集団分析しその結果の活用についての周知を図るため、自主点検を実施

(2) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- ・ 精神障害に係る労災支給決定があった事業場に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、メンタルヘルス対策の取組等について指導を実施(9月末現在、個別指導19件実施)
- ・ 概ね3年程度の期間に、精神障害に係る労災支給決定事案を複数発生させた「企業の本社」に対し、パワーハラスメント防止対策の啓発を含む、全社的なメンタルヘルス対策の取組等について指導を実施(9月末現在、個別指導5件実施)

(3) 治療と仕事の両立支援

- ・ 産業保健フォーラムの開催(10月2日)
- ・ 東京地域両立支援推進チーム会議を開催(10月29日開催)
- ・ 経営トップによる基本方針の公募

(4) 熱中症の防止対策

- ・ 暑くなる前の2月から熱中症のパンフレット27,700部を災害防止団体等に配布、さらに5月29日に23の事業者団体を集めた熱中症予防に係る対策会議及び熱中症予防対策セミナー(団体以外168事業場出席)を実施
- ・ 東京局版熱中症リーフレットの外国語版(6か国語)を作成
- ・ 上記等の取組により5月1日から9月30日まで「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開



下半期の取組

職場におけるメンタルヘルス対策と職業性疾病対策の推進

○引き続き、1～3について重点的に取り組むものとする。

1 ストレスチェック結果報告未提出事業場に対する指導

- ・ ストレスチェック制度実施の徹底を図るため、結果報告未提出事業場に対する集団指導、個別指導の実施

2 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

- ・ 精神障害等に係る労災支給決定があった事業場、複数の精神事案に係る労災請求事案を発生させた企業本社に対する個別指導の実施

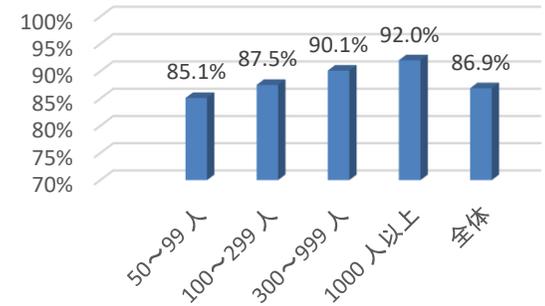
3 治療と仕事の両立支援

- ・ 両立支援セミナーの開催(1月開催予定)
- ・ 地域版周知用リーフレットの改訂
- ・ 経営トップの方針表明の公募
- ・ 好事例の収集

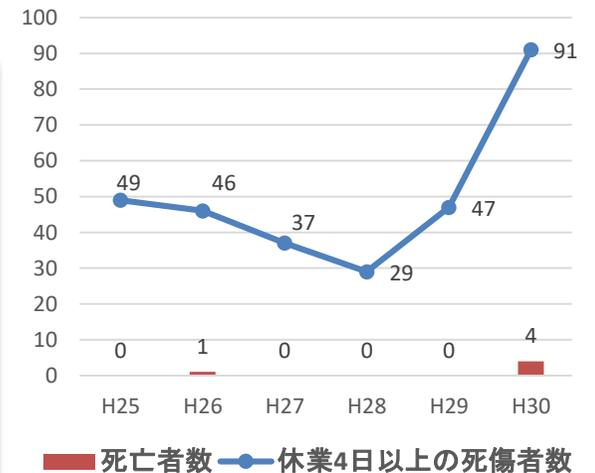
○ ストレスチェック実施結果報告書の提出状況(平成30年分)

提出率 82.0% (H31.1.7現在)

ストレスチェック実施後に集団分析を実施した事業場の割合(平成30年分)



○ 熱中症による労働災害の推移(H25年～H30年)



5 最低賃金制度、家内労働制度の適切な運営

(1) 東京都最低賃金(令和元年度改正)

- ① 時間額 1,013円(28円、2.84%の引上げ)
- ② 発効日 令和元年10月1日

(2) 改正東京都最低賃金の周知・広報

広報誌・HP掲載依頼、リーフレット・ポスター配布
(以下の約3,600箇所)

- ① 国の機関、東京都、各区市町村
- ② 労使団体、地域・職域団体、同業者組合、郵便局等公的機関
求人情報誌、学校(大学・高校・専門学校・日本語学校)等
- ③ 過去の監督指導歴等により周知が必要と思われる個別事業場

(3) 中小企業・小規模事業者への支援措置の周知

- ① 東京働き方改革推進支援センターの周知
最低賃金に関するワン・ストップ無料相談(委託事業)
- ② 業務改善助成金の周知
(①と②の所管の雇用環境・均等部と連携して実施)
- ③ キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)の周知
- ④ 人材確保等支援助成金
(③と④の所管の職業安定部と連携して実施)

(4) 改正東京都電気機械器具製造業最低工賃の周知・広報
(令和元年7月31日発効)

下半期の取組

(1) 特定(産業別)最低賃金の円滑な審議

(2) 周知・広報

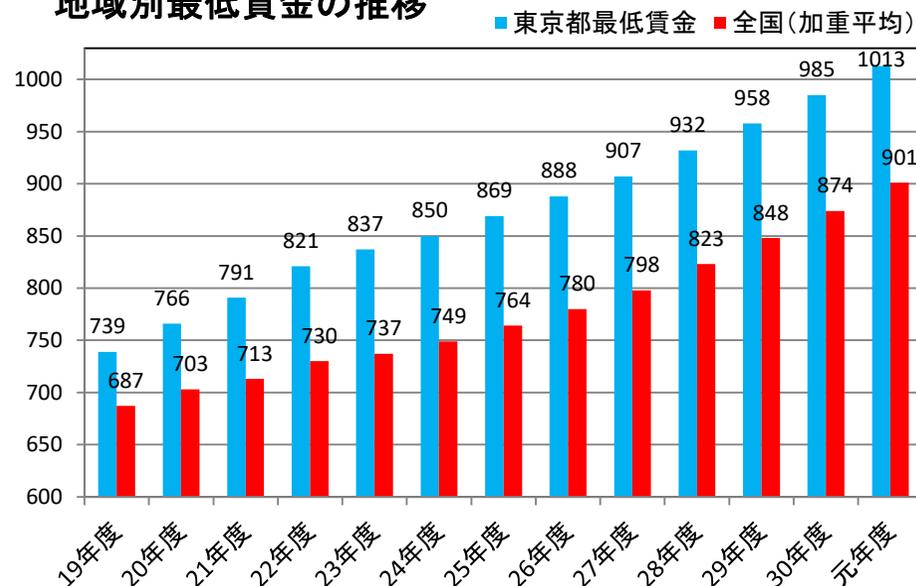
- ① 東京都最低賃金改正の周知・広報のため、都内全自治体広報誌(63件)への掲載率100%を目指し、積極的な掲載依頼
- ② 大学生に周知するため、ポスターの掲示、メール等による情報発信を大学に依頼
- ③ 関係部署と連携し、「業務改善助成金」「キャリアアップ助成金」等の活用、「東京働き方改革推進支援センター」の利用について、積極的な周知を実施

(3) 最低賃金履行確保監督の適切な実施

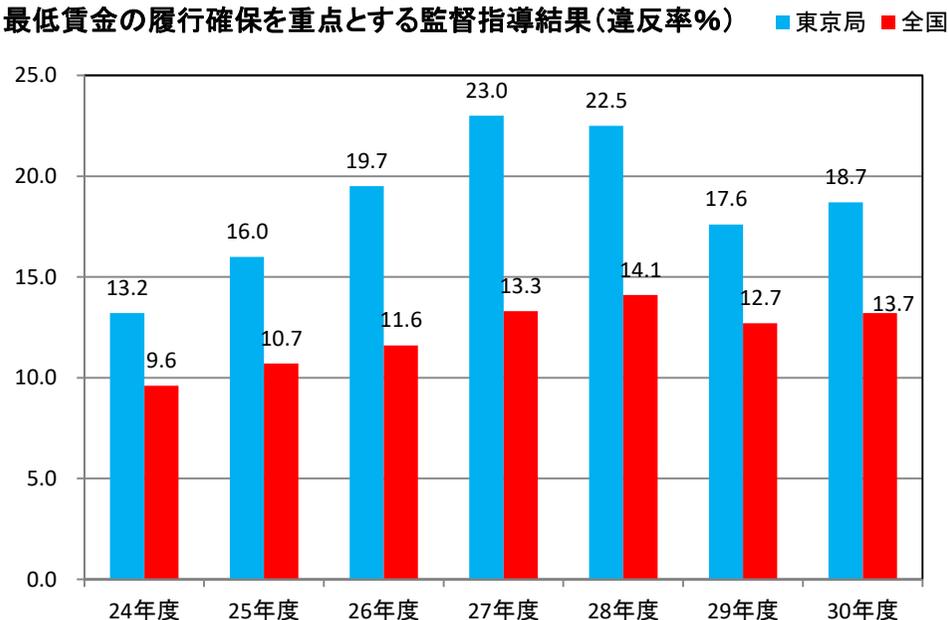
- ① 管内状況及び各種の調査結果を踏まえた適切な対象業種の選定
- ② 的確な監督指導の実施

(4) 東京都革靴製造業最低工賃改正に向けた事前調査の実施等

地域別最低賃金の推移



最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率%)



6 迅速・適正な労災補償の実施

(1) 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な調査を実施

(2) 脳・心臓疾患事案及び精神障害事案に係る適正な処理

脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、調査計画を策定した上で、効率的・効果的な調査を実施

(3) 石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応

- ・ 石綿ばく露作業従事歴等の的確な把握を行い、認定基準に基づいた適正な調査を実施
- ・ 新規労災指定医療機関に対して石綿関連疾患に係るパンフレット等を送付し、受診者に対する労災請求の勧奨を依頼
- ・ 認定事業場に対して文書を送付し、退職労働者等へ労災補償制度の周知等を依頼



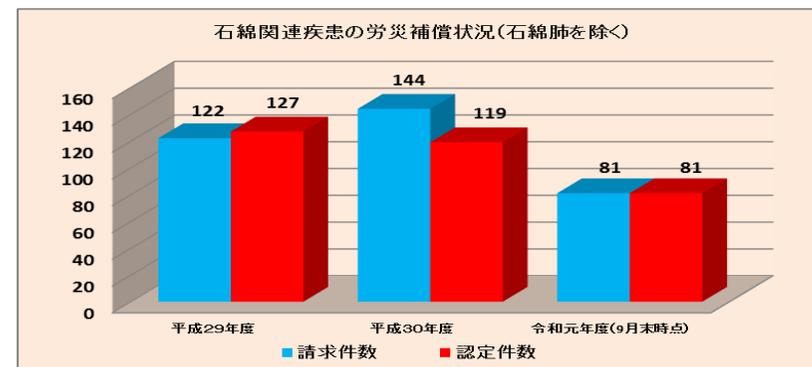
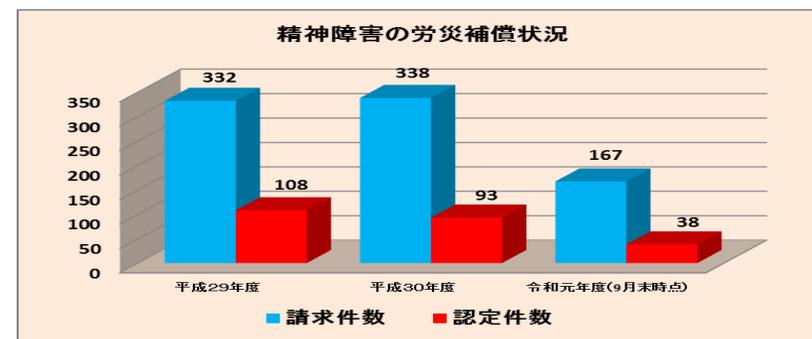
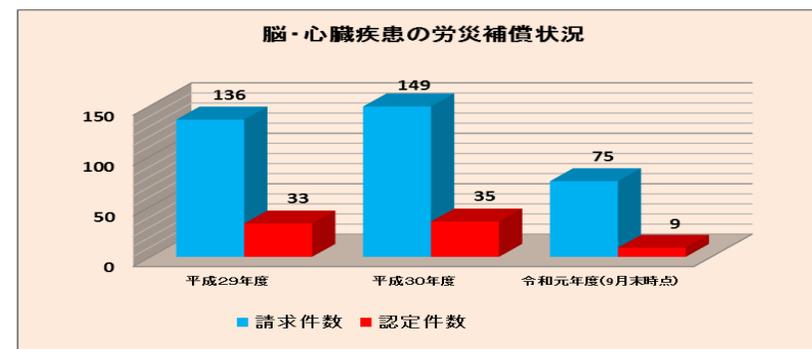
下半期の取組

- 1 労災保険の各種保険給付請求について引き続き、迅速な事務処理を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を実施する
- 2 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案について引き続き、関係部署との連携を図り効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく的確な労災認定を実施する

給付決定件数(平成31年4月～令和元年9月)

給付の種類	件数(件)	去年同期比
療養(補償)給付	221,595	▲ 0.98%
休業(補償)給付	22,755	▲ 0.95%
障害(補償)給付 (注)	21,278	▲ 0.98%
遺族(補償)給付 (注)	24,631	▲ 0.99%

(注)年金給付含む



1 ハローワークにおける効果的なマッチング機能の推進

■職業紹介業務の充実強化(求人者支援に軸足を置いた業務展開)

(1) 求人者に対する充足支援の更なる強化

- ① 求人者ニーズを的確に把握し、適合する求職者の探索
- ② 求職者にアピールできる求人票となるよう求人コンサルティングの実施
 - ・ 求人者の長所を引き出すため求人者の人材ニーズの的確な把握
 - ・ 求職者ニーズの情報提供
 - ・ 応募しやすい求人条件・分かりやすい記載内容となるよう支援
 - ・ 面接会・会社説明会などの実施
 - ・ 仕事内容・就業場所などのイメージを伝えるため画像情報収集し、求職者に提供
- ③ 雇用管理指導援助業務と連携
- ④ マッチングの精度向上のための一体的取組み
 - ・ 求人部門と職業相談部門が一体となって行う求人充足会議の実施
 - ・ 職業相談部門職員による事業所訪問で会社の生の声を職業相談・紹介に活用
- ⑤ 未充足求人者のフォローアップの実施
 - ・ 企業や取扱商品などのアピールポイント等の補足情報を追加
 - ・ 専門用語を平易な言葉に置き換えるなど、求人者の人材像がより伝わるよう見直し
 - ・ 見直した(リフレッシュ)求人を相談部門の入口など求職者の目につく場所に再掲載
 - ・ 求人条件緩和指導 など

(2) 求職者に対する就職支援の更なる強化

- ① 常にマッチング場面を意識した基本業務の徹底
 - ・ 求職票の完全記入や相談記録の確実な入力等
 - ・ 専門窓口への的確な誘導により専門相談員による就労支援
- ② きめ細かな就職支援
 - ・ 真にハローワークの支援が必要な求職者に予約制・個別担当者制や職務経歴書履歴書等の添削・作成指導、面接対策などを実施
 - ・ ニーズに応じた就職支援セミナーの実施

下半期の取組

○年度目標の確実な達成

- ・ 就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的マッチングを始めとする各種取組を着実に実施

○広域的な連携

- ・ 求人者の充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進

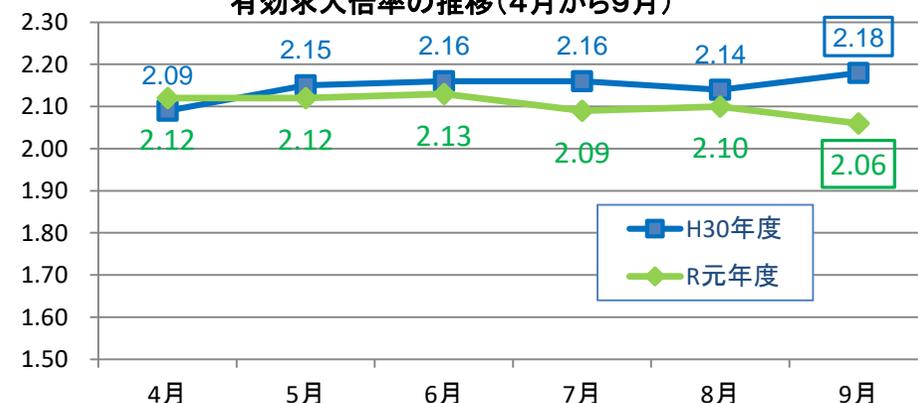
○雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

- ・ 雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から個別支援や求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化

令和元年度 職業紹介業務取扱状況(4月から9月)

	目標	実績値	達成率	前年同期	前年同期比
新規求職者数	215,519	221,513	102.8%	226,573	▲2.2%
紹介件数	412,083	408,803	99.2%	435,596	▲6.2%
就職件数	56,961	54,569	95.8%	60,593	▲9.9%
就職率(%)	26.4	24.6	▲1.8P	26.7	▲2.1P
新規求人数	708,242	719,560	101.6%	735,338	▲2.1%
充足数	76,483	73,701	96.4%	80,664	▲8.6%
充足率(%)	10.8	10.2	▲0.6P	11.0	▲0.8P

有効求人倍率の推移(4月から9月)



令和元年度 雇用保険受給者取扱状況(4月から9月)

	令和元年度	平成30年度	前年同期比
受給資格決定件数	69,262	67,597	2.5
受給者実人員(月平均)	37,406	35,930	4.1
再就職手当支給決定件数	20,333	19,197	5.9
就職件数	13,589	14,625	▲7.1
早期再就職件数(8月末現在)	20,888	20,487	1.9

2 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進

東京都雇用対策協定やハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化に取り組んでいます。

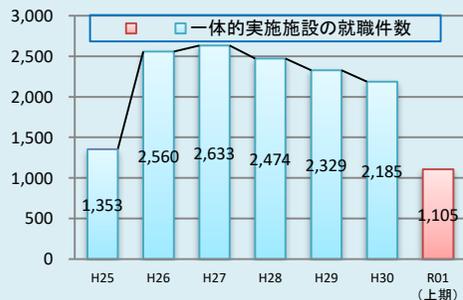
一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者等、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開



【生活保護受給者等対応型】

台東区 港区 大田区 世田谷区 新宿区
中野区 杉並区 豊島区 板橋区 練馬区
北区 足立区 荒川区 墨田区 葛飾区
江東区 江戸川区
八王子市 町田市 府中市 調布市
(令和元年5月1日現在17区4市23か所で実施)



【一般対応型】

品川区 杉並区 江戸川区
(令和元年5月1日現在3区で実施)

東京都雇用対策協定の締結



地域雇用問題連絡会議の開催



- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
- 構成員
 - ・基礎自治体: 首長以下、幹部職員
 - ・ハローワーク: 所長以下、幹部職員
 - ・労働局: 局長以下、幹部職員
 - ・労働基準監督署
 - ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関など
- 令和元年度(9月現在)は22区25市1町と36回開催

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等を活用し、職業相談・紹介を実施(令和元年5月1日現在5区11市町で実施)

世田谷区 目黒区 練馬区 北区 荒川区
日野市 昭島市 小平市 東村山市 東大和市
あきる野市 瑞穂町 西東京市 東久留米市 清瀬市
多摩市

ふるさとハローワーク取扱状況: 就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
5,627	5,599	99.5%

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者を含む生活困窮者等の就労支援の充実・強化を図るため、基礎自治体と連携を図りながら、担当者による個別支援や定期的な巡回相談などを実施

取扱状況: 就職件数(4月から9月)

目標数	実績値	達成率
3,230	3,490	108.0%

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区 板橋区 足立区 葛飾区 江戸川区 八王子市 立川市 調布市

求人情報オンライン提供

自治体の求めに応じ、ハローワーク求人情報を提供
千代田区 中央区 文京区 台東区、品川区 渋谷区
目黒区 新宿区、杉並区 豊島区 葛飾区 あきる野市、稲城市、東京都産業労働局 福祉保健局

3 人手不足解消に向けた人材確保の一層の推進

■人材確保・就職支援コーナーの設置運営

- ・介護、看護、保育、建設、運輸、警備等、雇用吸収力の高い分野のマッチングについては、都内7か所のハローワーク内(渋谷、池袋、足立、墨田、木場、八王子、立川)に専門の「人材確保・就職支援コーナー」を設置し、個別担当者制によるきめ細やかな職業相談・紹介や求人票だけでは分からない情報の提供(施設等の画像情報、経営理念、入職後のキャリアパス、働く人の声など)を実施
- ・各分野における潜在的有資格者を把握し、積極的な求人情報等の提供や事業所の見学と面接をセットにした「ツアー型面接会」を実施
- ・未充足求人等のフォローアップや就職面接会開催等によるマッチング支援、未経験者向けの企業説明会や現場見学会の開催
- ・福祉分野については、東京都ナースプラザとの連携による求職・求人情報の共有化、東京都福祉人材センターとの連携による求職情報の共有化事業を実施
- ・東京都、関係機関及び業界団体等との連携によるセミナーや面接会などのイベント情報の発信
- ・業界団体を始めとした団体との連携による周知啓発

■求職者向けセミナー
実施回数108回
参加者3,635人

■事業所見学会
実施回数41回、
参加者482人、61事業所

■事業主向けセミナー
実施回数1回
参加者28人

■就職面接会

実施回数336回、参加者3,201人、825事業所

うち福祉分野
125回、1,896人、539事業所
※うち介護 94回、1,535人、402事業所

うち福祉分野ツアー型面接会
91回、691人、91事業所
※うち介護 70回、585人、70事業所

うち建設分野
41回、158人、54事業所

うち警備分野
34回、191人、54事業所

うち運輸分野
45回、265人、87事業所

令和元年度(9月累計) 都内ハローワーク紹介で人材不足分野

の職業に **10,778** 人の方が就職しました。

(介護3,559人、看護1,341人、保育720人、建設1,350人、警備1,625人、運輸2,183人)

前年同期比及び実数 介護(▲12.7%)4,078人、看護(+0.6%)1,333人、保育(▲13.1%)829人、
建設(▲9.5%)1,491人、警備(+7.0%)1,518人、運輸(▲9.9%)2,422人

下半期の取組

- ・人材確保・就職支援コーナーを中心に求職者に向けた各種情報の発信、きめ細かな職業相談、求人充足に向けた未紹介または未充足求人へのフォローアップ等求人者に向けたコンサルティング支援、介護労働安定センターと連携した雇用管理改善支援などを引き続き実施
- ・積極的な面接会(ツアー型面接会含む)、各種セミナー等の開催
- ・11月11日の「介護の日」に合わせ、11月を「福祉人材確保重点実施期間」とし、都内各HWにおいて求職者セミナー、ツアー型面接会、管理選考等を集中実施。今年度はさらに、11月11日の介護の日をスタートに、毎月11日から17日を「東京介護WEEK!」として、都内17か所のハローワークで介護分野の仕事に関するイベントを集中的に実施
- ・東京都福祉人材対策推進機構の専門部会、介護労働安定センター主催の「介護労働懇談会」への参加による周知・啓発の実施
- ・東京都雇用対策協定に基づく福祉、保育分野就職イベント等への協力、新規開設特別養護老人ホーム開設時の人材確保支援モデル事業に係る個別求人開拓の実施
- ・業界団体との連携による企業説明会及び就職面接会の実施、また、雇用管理改善促進事業の効果的な運営を図るための周知・広報の強化



求人・求職のマッチングの促進

ツアー型面接会(事業所の見学と面接をセット開催)、現場見学会、企業説明会、就職面接会などのマッチングイベントを開催。



【ツアー型面接会】



【業界セミナー/企業説明会】



【就職面接会】

求職者の皆様を支援

対象職種での就職を希望する方を対象に、担当制による職業相談や求人の紹介、求職者向けセミナーの開催や各種イベント情報などを提供します。



【人材確保・就職支援コーナー】



【相談風景】

求人者の皆様を支援

対象職種の求人募集を行う事業主の方を対象に、求職者ニーズを踏まえた求人票の書き方のアドバイスや求職者の動向等の情報提供のほか、業界PRなどを行います。



【業界PR】



【業界の仕事とは】

4 女性、外国人、障害者、高齢者、若者等の多様な人材の活躍促進

(1) 女性の活躍促進

① 母子家庭の母等の雇用対策の推進

・各自治体のひとり親を支援する担当部署や生活保護や児童扶養手当の担当部署等と連携のもと、マザーズハローワーク及びマザーズコーナーを中心に都内ハローワークにおいて就職支援を実施

都内ハローワークにおける母子家庭の母等ひとり親等の支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和元年度4～9月	5,823	1,608	27.6%
前年同期比	▲6.1%	▲14.4%	▲2.7p

② 女性のライフステージに対応した活躍支援

・都内にマザーズハローワークを3か所、マザーズコーナーを7か所設置し、就職支援サービスを推進
・マザーズハローワークやコーナーにおける担当者制によるきめ細やかな職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施



マザーズハローワーク及びマザーズコーナーの担当者制による支援状況【令和元年度4～9月の取組状況】

対象者 目標数	対象者 実績	達成率	就職 目標数	就職 実績	達成率
2,677	2,882	107.7%	2,478	2,746	110.8%

下半期の取組

・マザーズハローワークにおいては、引き続き、より一層の利用者拡大を図るため、積極的な取材受入れによるメディア利用やSNSを活用するなど、周知・広報を更に推進
・求職者ニーズに応じたきめ細やかな職業相談の実施、仕事と子育ての両立しやすい求人の充実・確保、託児付きセミナーの実施、区市町村と連携した出張セミナー及び保育関連情報提供の充実等
・東京都が主催する女性の就業拡大イベントと併せ、仕事と子育て両立支援合同就職面接会の実施

(2) 外国人材受入れの環境整備等

① 外国人材の受入れ

・新たな在留資格「特定技能」を始めとする外国人等の安定した就労を促進するため、関係機関と協力して事業主に対するセミナーを開催
・改正された外国人雇用管理指針に基づいた事業所訪問等による雇用管理改善に関する事業所への助言・指導を実施
・リーフレットを活用し「外国人雇用状況届出制度」の適切な運用の徹底

② 留学生の就職支援

・東京外国人雇用サービスセンターを中心に、東京新卒応援ハローワーク及び大学等との連携の下、日本国内で就職を希望する外国人留学生に対し、積極的な職業相談・職業紹介を実施

③ 定住外国人に関する就労環境の改善及び再就職の支援の推進

・外国人労働者の雇用管理改善の促進及び再就職援助のための指導等を計画的に実施
・新宿外国人雇用支援・指導センターを中心に、ハローワークと連携のもと、定住外国人に対する積極的な職業相談・職業紹介を実施

◎ 外国人に対する専門施設の支援状況

	東京外国人雇用サービス センター 支援状況		新宿外国人雇用支援・指導 センター 支援状況	
	新規求職者数	就職件数	新規求職者数	就職件数
令和元年度4～9月	4,316	286	2,021	768
前年同期比	▲4.6%	▲14.1%	▲29.2%	▲22.0%

◎ 外国人に対する都内ハローワークの支援状況

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和元年度4～9月	10,868	1,741	16.0%
前年同期比	▲8.8%	▲25.4%	▲3.6p

下半期の取組

・事業所訪問計画に基づいた適切な事業所への助言、指導の実施
・国内就職を希望する外国人に対し、積極的な職業相談・職業紹介の実施
・令和元年度 第3回外国人留学生就職面接会(12月開催予定:参加企業約60社)の実施

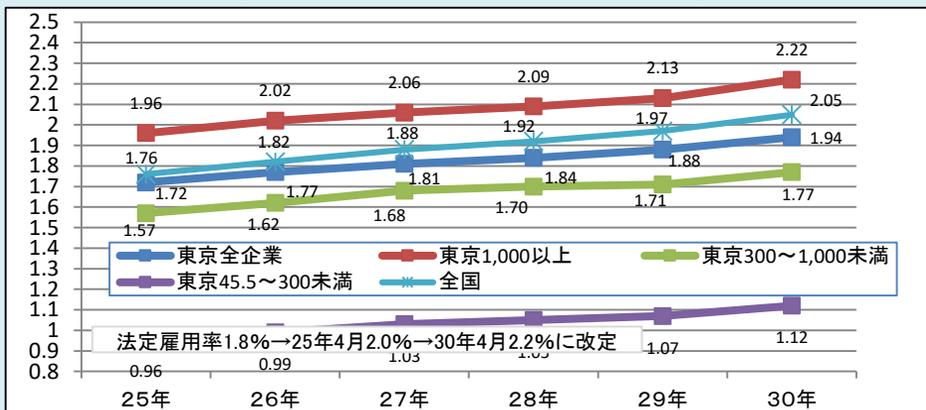
(3) 障害者等の活躍促進

① 公務部門における障害者雇用

・法定雇用率達成を図るため、障害者雇用に関する理解の促進を第一に、各府省や地方公共団体に対し障害者雇用セミナーや職場見学会等を実施

② 企業に対する指導・支援

・平成30年6月1日現在の障害者の雇用状況は、民間企業実雇用率1.94%（前年比0.06P増加）、法定雇用率達成企業割合29.6%（同4.5P減少）
 ・障害者雇用ゼロ企業や障害者雇用に係るノウハウを有さない企業に対し、企業向けチーム支援の体制整備や職場実習推進事業等を実施



③ 障害者に対する支援

・個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かい職業相談・職業紹介、個別求人開拓など、ハローワークを中心とした「チーム支援」を実施

	新規求職者数	就職件数	チーム支援	
			対象者数	就職件数
令和元年度4～9月	11,223	4,560	4,177	2,079
前年同期比	+2.3%	+7.1%	▲18.2%	+1.4%

下半期の取組

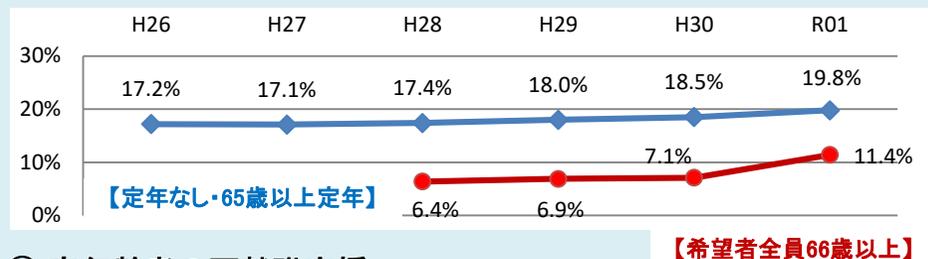
- ・雇用率未達成の企業に対する雇用率達成指導及び関係機関と連携したきめ細かな企業支援の確実な実施
- ・精神・発達障害者等の雇用促進及び職場定着を図るため、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催するとともに、精神・発達障害者雇用トータルサポーターを活用した企業支援の実施
- ・公務部門における障害者雇用の計画的な推進への支援の実施
- ・精神障害者等の就労パスポートの普及に関するセミナーの実施

(4) 高齢者雇用対策の推進

① 高齢者雇用確保措置の状況【令和元年6月1日現在】

(31人以上規模企業)

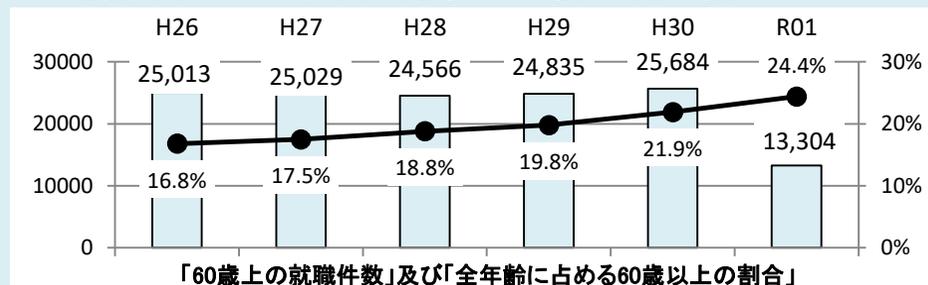
- ・雇用確保措置実施企業の割合 99.8%（前年比±0.0P）
- ・「定年制なし」及び「65歳以上定年企業」の割合 19.8%（前年比1.3P）
- ・「希望者全員が66歳以上まで働ける企業」の割合 11.4%（前年比4.3P）



② 高齢者の再就職支援

(令和元年4月～9月の60歳以上の状況)

- ・新規求職者 48,161人（前年同期比3.7%増） うち65歳以上29,431人
- ・就職件数 13,304件（前年同期比3.2%増） うち65歳以上 7,550件



③ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

・地域の実情に応じた就業機会を確保するため、シルバー人材センター連合と連携した周知啓発を実施

下半期の取組

- ・「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革実行計画」に基づき、継続雇用延長や定年延長など65歳以降の雇用確保措置の導入促進を図るため企業等に対する働きかけの実施
- ・高齢者求職者（特に65歳以上）の就職支援に特化した「シニア応援コーナー（生涯現役支援窓口）」における支援の充実強化

(5) 若者や就職氷河期世代の活躍促進

① 新規学校卒業予定者等に対する就職支援

ア 新規高等学校卒業予定者に対する就職支援

- 各ハローワークにおいて、管内の高校等と連携し、就職準備相談、模擬面接、事業所見学への同行等の就職支援を実施

【令和元年9月末現在】

	① 卒業 予定者数	② 求職者数	③ ②のうち 就職 決定者数	④ 求人数	⑤ 求人倍率(倍) (④/②)	⑥ 就職内定率(% (③/②)
2年3月卒	104,099	6,231	3,345	51,949	8.34	53.7%
前年比	▲4.0%	0.3%	4.3%	4.1%	0.31P	2.1P

イ 新規大学等卒業予定者に対する就職支援

- 東京及び八王子新卒応援ハローワークの2つの拠点において、新卒応援ハローワークの学卒ジョブサポーター等が年度の早い段階から計画的に大学のキャリアセンター等を訪問し、支援ニーズを的確に把握し就職支援やセミナー等を実施
- 東京都との連携による合同就職面接会を実施し、学生等に中小企業を中心とした求人事業主との面接機会の提供と就職促進を図っている

【令和元年10月1日現在】

区分	内定率	前年比
2年3月大卒	76.8%	▲0.2P



下半期の取組

○未内定学生・生徒への就職支援

- 学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」ための個別支援を行うとともに、企業説明会や面接会を引き続き実施

○若者雇用促進法の周知

- 青少年雇用情報の提供制度、学卒求人不受理制度について、事業所、学校等への周知、啓発をあらゆる機会を捉えて実施

○労働法制の知識の付与

- 職業生活に必要な労働法制の基礎的知識の重要性について、中学校・高等学校等に対し、積極的に周知啓発を行い、要望により講師派遣を実施

② 若年者に対する就職支援

ア わかものハローワーク等による就職支援

- 不安定就労期間の長期化や職業知識・経験等の不足により、就職活動に課題や不安を抱える若者については、「都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)」及び各ハローワークに設置する「わかもの支援窓口」において、個別担当者制による対象者一人ひとりの態様に応じたきめ細かな就職支援を実施

【都内わかものハローワークでの支援状況】

	新規求職者	就職件数	就職率
令和元年度4～9月	6,319	1,639	25.9%
前年同期比	▲5.0%	▲6.7%	▲0.5p

【都内ハローワークにおける若年者(34歳以下)の支援状況】

	新規求職者数	就職件数	就職率
令和元年度4～9月	64,984	11,907	18.3%
前年同期比	▲4.7%	▲17.9%	▲3.0p

下半期の取組

○正社員就職の推進

- 若者の正社員就職の実現を推進するため、10～12月に「若者正社員就職応援キャンペーン」期間を設定し、都内わかものハローワークを中心に、集中的な若者向け面接会・セミナー等を実施

○若年求職者の取込強化

- 都内わかものハローワークにおけるSNS(LINE@・Facebook等)を活用した情報発信や東京労働局イベント専用のTwitterによるツイート、民間の就職情報サイトへの面接会周知用バナーの掲示による情報発信の実施
- わかものハローワーク周知・広報イベントの実施(令和2年1月予定:委託事業)
- 自治体・関係機関等と連携した周知広報の実施

○就職氷河期世代への支援

- 11月18日にハローワーク池袋及び立川に「ミドル世代チャレンジコーナー(就職氷河期世代支援窓口)」を設置し、正規雇用化に向けた各種取組みの実施

5 職業訓練の効果的な活用による就職支援

(1) 地域における職業訓練ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

・東京都及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部と緊密な連携を図り、地域の求人・求職者ニーズを踏まえた公的職業訓練の一体的訓練計画を策定

(2) ハロートレーニング(公的職業訓練)による能力開発及び就職支援

① ハロートレーニングへの適切な受講あっせん

・職業訓練の受講を希望する者のなかで、再就職のために能力開発が必要な者、職業訓練受講により就職の可能性が高まる者にキャリア・コンサルティングを行うなど、適切な職業訓練受講への誘導を実施



公的職業訓練における受講申込状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和元年度(4月～9月)	6,403	1,710	8,113
対前年同期比	▲5.9%	▲12.7%	▲7.4%

② 職業訓練受講者に対する的確な支援による早期就職の実現

・職業訓練受講中から担当者制等による就職支援を行い、職業訓練修了までに就職が見込まれない者については、ハローワークに確実に誘導のうえ、雇用保険適用となる安定した就職ができるよう支援を実施

公的職業訓練修了3ヶ月後の就職状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合計
令和元年度(4月～9月)	2,642	758	3,400
対前年同期比	▲1.4%	▲15.0%	▲4.8%

下半期の取組

○ ハロートレーニングの積極的な周知広報の実施

・訓練コースの受講生募集時期にあわせて、所内掲示や訓練コース説明会等をタイムリーに開催

○ 訓練受講生への就職支援の強化

・公共職業訓練(施設内訓練)修了者の未就職者情報の共有化を図り、ハローワークへの取込みの徹底
 ・公共職業訓練(委託訓練)受講者のうち、訓練修了の1か月前の就職未内定者については、「就職活動日」にハローワークへの確実な案内誘導の徹底
 ・公共職業訓練(委託訓練)の委託訓練受託校へ訪問し、職業ガイダンスや求人情報の提供など、訓練受講中からの各種就職支援の取組みの徹底

6 計画目標数を定めた業務展開の推進

全ハローワークで共通する評価(全所必須指標)

(1) 主要指標による評価指標※	元年度目標数	実績値	進捗割合
① 就職件数(常用)	102,421件以上	49,202件	48.0%
② 求人充足数(常用)	133,978件以上	65,587件	49.0%
③ 雇用保険受給者の早期再就職件数※※	41,523件以上	20,855件	50.3%

(2) 補助指標による評価補助指標補助指標※	元年度目標数	実績値	進捗割合
① 求人に対する紹介率	39.6%以上	39.0%	▲0.6P
② 求職者に対する紹介率	44.9%以上	43.0%	▲1.9P

ハローワークごとの重点的な取組の評価(所重点指標・所重点項目)

(3) 所重点指標による評価 所重点指標※	元年度目標数	実績値	進捗割合
① 生活保護受給者等の就職件数	6,352件以上	3,490件	55.0%
② 障害者の就職件数	7,283件以上	4,560件	62.6%
③ 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	22,422件以上	11,552件	51.5%
④ ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いたフリーター等の件数※※	31,697件以上	7,848件	24.8%
⑤ 公的職業訓練修了3か月後の就職件数	4,987件以上	3,400件	68.2%
⑥ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	92.7%以上	95.3%	2.6P
⑦ 正社員求人数	736,308人以上	327,708人	44.5%
⑧ 正社員就職件数	48,953件以上	21,718件	44.4%
⑨ 人材不足分野の就職件数	20,010件以上	10,778件	53.9%
⑩ 生涯現役支援窓口での65以上の就職件数	2,826件以上	1,519件	53.8%

※(1) 主要指標、(2) 補助指標、(3) 所重点事項については、令和元年9月実績分を記載

※※(1) ③雇用保険受給者の早期再就職件数、(3) ④ハローワークの職業紹介により、正社員に結び付いたフリーター等の件数については、令和元年8月分までを記載

7 ハローワークシステム刷新に伴う職業紹介機能の充実強化（令和2年1月6日～実施）

IT活用による利便性の向上、真に支援の必要な方へのサポートを充実させることを目的にハローワークシステムが刷新

■ハローワークインターネットサービスの機能強化 ～オンラインサービスを充実～

- (1) 求職者サービス…おすすめ求人や各種イベント情報の配信、求人企業から求職者へのリクエスト機能が追加など
- (2) 求人者サービス…ハローワークインターネット上で求職者情報の検索が可能、事業所のPR画像情報や事業所からのメッセージ等の充実など

2019(R1)年度

2020(R2)年1月

ハローワークシステム全体の更改についても、2020.1より運用開始予定

2020(R2)年以降

現行システム

更改後の職業紹介システムの運用開始

追加機能の運用開始

求職者
サービス

相談窓口における
サービスの充実と利
便性の向上

求人者
サービス

求人充足サービスの
充実と利便性の向上

自宅のPC・スマートフォンを利用した求職の申込み

- HWIS（※）を利用し、来所前から求職申込みの事前登録手続きが可能

マイページ開設による求職活動の支援

- 求人検索条件の保存、応募求人の履歴管理など求職活動を支援

求人情報の提供機能の充実

- 安定所内と同じ求人情報を自宅のPC・スマートフォンからも閲覧可能
- 事業所のPR情報（画像情報や事業所からのメッセージ等）の充実

窓口における職業相談サービスの充実

- 求職活動が上手くいかない求職者を窓口へ誘導、課題解決支援サービス（予約担当者制）の充実

会社のPCを利用した求人者の申込み

- HWIS（求人者マイページ）から初めて求人を申し込む場合など一定の場合を除き、来所せずとも求人者の申込みが可能

マイページ開設による募集活動の支援、求職情報の提供機能の充実

- 過去の募集求人を利用した求人申込み、安定所への採否連絡などが可能
- HWIS上で公開を希望する全国の求職者情報を検索可能

求人情報等の充実（求人者の自社アピール機会の強化等）

- 求人票の記載内容の充実（「仕事の内容」の拡充、「固定残業代」の追加）
- 事業所のPR情報（画像情報や事業所からのメッセージ等）の充実

求人充足サービスの充実

- 事業所訪問をこれまで以上に積極的に実施
- 魅力ある求人票の作成、応募につながる求人条件の設定に向けた助言

※HWIS：ハローワークインターネットサービス

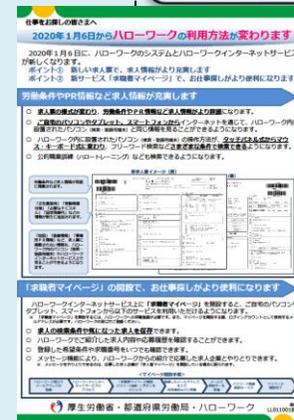
オンラインでの求職申込みの手続きが完了可能

HWISでの職業紹介・応募サービスの提供

- 求人・求職者が希望する場合に HWISからの直接応募（オンライン自主応募）が可能
- ハローワークの選定求人への HWISからの応募（オンラインハローワーク紹介）が可能

HWISからのリクエスト

- 求職公開している求職者に、求人者から直接リクエストが可能



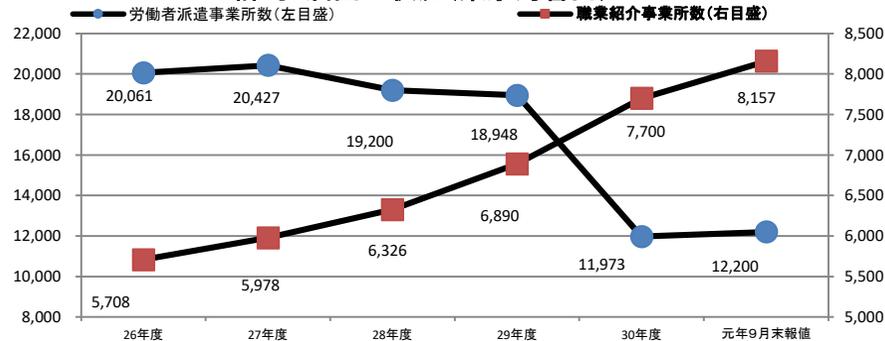
10月1日より厚生労働省ホームページ
でリーフレット等を掲示



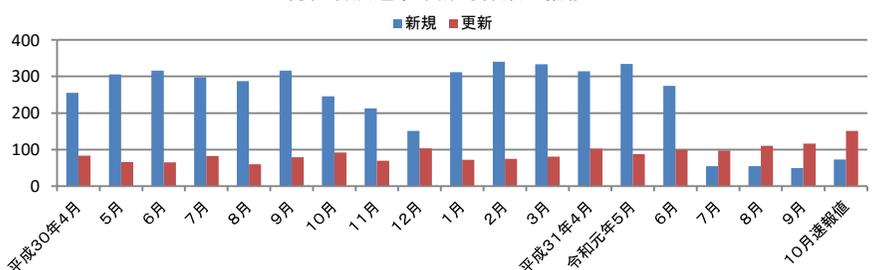
民間人材ビジネスの動向

法制度の周知・広報

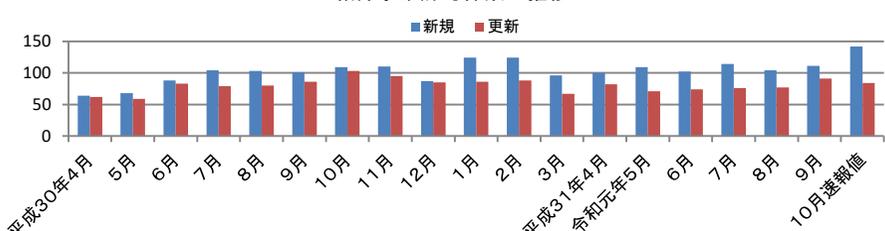
許可・届出の状況(東京局管内)



労働者派遣事業許可件数の推移



紹介事業許可件数の推移



(注) 東京労働局管轄の事業所 (他局管轄分の事業所は含まない)

集団指導(平成31年4月～令和元年9月実績)

○派遣元責任者研修・許可証交付式、派遣先責任者研修、派遣労働者セミナー、事業主団体主催セミナー等

対象	開催回数	事業所数
派遣元事業主	31	1,711
派遣先事業主	4	136
職業紹介事業主	24	1,660
労働者	3	58
関係団体等	7	303
計	69	3,868

○派遣労働者に関する同一労働同一賃金セミナー

開催日時	会場	事業所数
<大規模セミナー4回>		
7月10日 午前・午後	たましんRISURUホール	582
7月26日 午前・午後	メルパルクホール	2,107
<小計>		2,689
<小規模セミナー2回>		
9月11日 午後、派遣元向け	海岸庁舎	108
9月18日 午後、派遣先向け	会議室	84
<小計>		192
<合計 6回>		2,881

(注) 上記を含め学卒求人申込み説明会等において、関係パンフレットを延べ11,227事業所に配布

下半期の取組

下半期の取組

- 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可申請に係る処理を迅速かつ適切に実施する。
- 令和2年6月より、「労働者派遣事業報告書」の様式、記載方法の変更や、同一労働同一賃金の実現に向けた「労働者派遣法第30条の4第1項の協定」を締結している場合は、この協定書を添付することとなることから、事業所に対しあらゆる機会を捉え効果的な周知を図る。

1 派遣元・派遣先に対するセミナーや派遣元事業主、職業紹介事業主に対する許可書交付式などにおいて、引き続き、改正労働者派遣法及び改正職業安定法の説明、リーフレットの配付など周知を実施する。

2 派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法のセミナーを定期的実施する。

- 大規模セミナー 令和2年1月 2回開催予定
- 小規模セミナー
 - ・派遣元事業主向け 10月～3月 11回開催予定
 - ・派遣先事業主向け 10月～3月 9回開催予定

民間人材ビジネスに対する指導監督の実施状況

申告・相談への迅速・適切な対応(平成31年4月～令和元年9月実績)

- (1) 申告受理 26件(前年同期29件)
- (2) 苦情・相談の状況

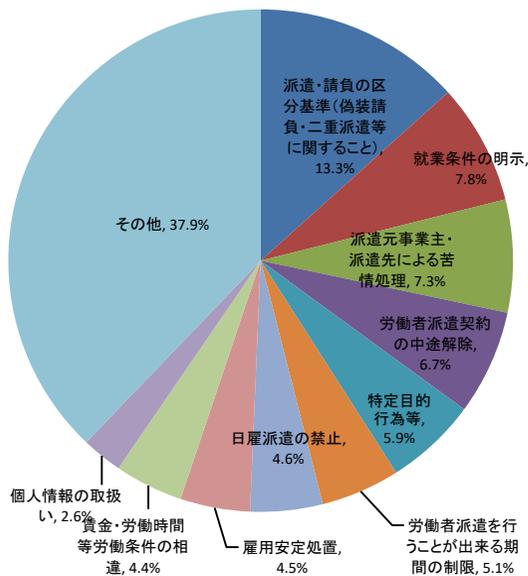
①労働者派遣事業

	件数	前年同期比
計	40,587	▲37.6%
派遣労働者	1,035	▲3.9%
派遣元事業主	36,767	▲36.5%
派遣先	1,838	▲65.9%
その他	947	+29.2%

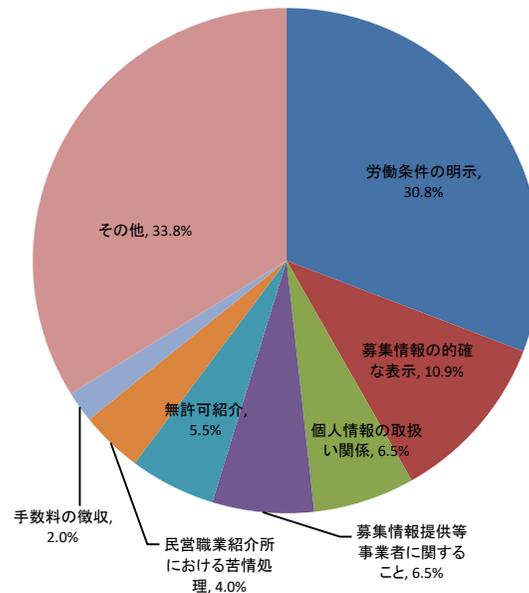
②職業紹介事業

	件数	前年同期比
計	27,064	+17.8%
求職者	157	+70.7%
求人者	232	+4.5%
職業紹介事業者	26,166	+17.0%
その他	509	+70.2%

苦情・相談の内訳(労働者派遣事業) [派遣労働者]

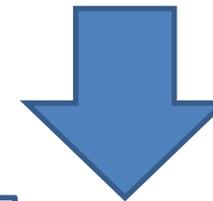


苦情・相談の内訳(職業紹介事業) [求職者]



個別指導監督(平成31年4月～令和元年9月実績)

	実施事業所数		是正指導率
	実績	前年同期比	
労働者派遣事業	1,118	+14.9%	43.9%
職業紹介事業	346	+10.2%	39.0%



下半期の取組

- 平成30年改正労働者派遣法(同一労働同一賃金)の円滑な施行に向けた周知を徹底する。
- また、平成27年改正労働者派遣法の履行確保(特に雇用安定確保措置)に重点をおいて指導監督を実施する。
- いわゆる偽装請負、多重派遣に対して厳正な指導監督を実施する。
- 職業紹介事業者及び求人者並びに募集情報等提供事業者に対し、平成29年改正職業安定法の履行確保に重点をおいて指導監督を実施する。
- 申告・苦情への迅速な対応を実施する。

重点対策取組状況

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

平成30年度から「第6次労働保険未手続事業一掃対策3か年計画」に基づき推進

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働本省、局内関係部署、関係行政機関と連携した未手続事業の的確な把握を行うとともに、労働保険加入促進委託業務に係る受託事業者と連携した効果的な加入勧奨の実施。
度重なる指導にもかかわらず成立手続を行わない事業主に対する職権成立の措置。

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たり、広く労働保険制度を周知し、自主成立を促す。

第2 労働保険料等の適正徴収

様々な機会を通じ、労働保険制度の周知・指導の推進

年度更新の円滑な運営や口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督促・滞納処分、労働保険料算定基礎調査、電子申請の利用促進等を実施し、適正徴収に努める。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

事務組合に対し監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保

事務組合が法令等に則り適正運営されるよう、計画的に監査・指導・研修等を実施。
特別加入制度を周知し、利用促進を図る。
(年間の監査計画:320件 ⇒ 9月末現在 169件 (52.81%) 実施)
(重点指導対象事務組合:20組合 ⇒ 9月末現在 8組合 (40%) 実施)

下半期の取組

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 (31年度成立目標件数=9,200件)

引き続き、未手続事業の的確な把握、効果的な加入勧奨、積極的な職権成立を推進。
11月を「労働保険適用促進強化期間」と位置付け、東京労働局HP及び地方自治体の広報誌等への記事掲載、事業主団体・地方公共団体等への協力依頼など、広報活動の集中展開。

第2 労働保険料等の適正徴収 (31年度目標収納率=30年度 (99.35%) 以上)

引き続き、滞納事業主に対する納付督促の実施、納付督促後なお納付がなされない事業場に対する速やかな財産調査・差押え等の強制措置の実施を推進。
算定基礎調査実施計画に基づく算定基礎調査の加速。

第3 労働保険事務組合に対する指導等

雇用保険監察官による監査及び重点指導対象労働保険事務組合に対する指導の継続実施。
適正な事務処理のため事務組合担当者を対象に研修会を実施予定(計3回)。
研修会及び関係団体の実施する説明会において、特別加入制度の周知を実施予定。

未手続事業一掃対策の推進状況 (9月末)

	成立目標件数 (年間)	成立件数	達成率
30年度	9,200 件	3,527 件	38.34 %
31年度	9,200 件	4,005 件	43.53 %
差	0 件	+ 478 件	+ 5.19 P
30年度末	9,200 件	8,936 件	97.13 %
31年度末	成立目標件数 = 9,200件		

労働保険料 徴収決定及び収納状況 (9月末)

	徴収決定額	収納済額	収納率
30年度	7,017 億円	2,956 億円	42.13 %
31年度	7,164 億円	3,036 億円	42.38 %
差	+ 147 億円	+ 80 億円	+ 0.25 P
30年度末	7,061 億円	7,014 億円	99.35 %
31年度末	目標収納率 = 平成30年度 (99.35%) 以上		

労働保険事務組合への委託状況 (30年度末)

